沖縄県の税金の種類

- 県税
  12税目(14)
  注　(　)内の数字は、法定外税を含んだもの
  - 普通税
    - 県民税
      - 個人県民税：個人の前年中の所得などに課税します。
      - 法人県民税：法人の各事業年度の法人税額などに課税します。
      - 県民税利子割：利子などに課税します。
      - 県民税配当割：個人の上場株式などの配当所得に課税します。
      - 県民税株式等譲渡所得割：個人の上場株式などを譲渡したときの所得に課税します。
    - 事業税
      - 個人事業税：法定の事業を行う個人の前年中の所得に課税します。
      - 法人事業税：法人の各事業年度の所得金額、収入金額などに課税します。
    - 地方消費税：消費税と同様の方法で課税します。
    - 不動産取得税：土地や家屋の取得に課税します。
    - 県たばこ税：日本たばこ産業（株）などが小売販売業者に売り渡す製造たばこなどに課税します。
    - ゴルフ場利用税：ゴルフ場の利用に課税します。
    - 軽油引取税：特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに課税します。
    - 自動車税
      - 自動車税環境性能割：自動車の環境性能等に応じて課税します。
      - 自動車税種別割：自動車の保有に課税します。
    - 鉱区税：鉱業権の所有者に課税します。
    - （法定外普通税）石油価格調整税：ガソリンなどに対して課税します。
    - 固定資産税：大規模な償却資産について、一定の課税標準額を超える部分に課税します。（※沖縄県は対象なし）
  - 目的税
    - 狩猟税：鳥獣の保護などに充てるため、狩猟者の登録に対して課税します。
    - 水利地益税：水利事業などの費用に充てるため、その事業により特に利益を受ける土地や家屋に課税します。（沖縄県では課税していません。）
    - （法定外目的税）産業廃棄物税：産業廃棄物の適正な処理の促進などの費用に充てるため、最終処分場へ埋立処分を行うときに課税します。

国税の種類

国税
24税目

- 直接税
  - 所得税：個人の１年間の所得に課税されます。
  - 法人税：会社などの法人の所得に課税されます。
  - 相続税：財産を相続又は遺贈により取得したときに課税されます。
  - 贈与税：人から財産をもらったときに課税されます。
  - 地方法人税：法人税を納める義務がある法人に課税されます。（平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用）
  - 特別法人事業税：法人事業税の納税義務のある法人に課税されます。（令和元年10月１日以降に開始する事業年度から適用）
  - 地方法人特別税：法人事業税の納税義務のある法人に課税されます。（平成20年10月１日から令和元年９月30日までの間に開始する事業年度まで適用）
  - 復興特別所得税：（平成25年分から令和19年分まで）
  - 森林環境税：住民税均等割に加算して課税されます。
- 間接税など
  - 酒税：清酒・ビールなどを製造場から出荷したときに課税されます。
  - 消費税：商品・製品の販売、サービスの提供などの取引や輸入貨物に課税されます。
  - 印紙税：契約書、受取書など税法に定められた文書を作成したときに課税されます。
  - 登録免許税：不動産、船舶、会社などの登記をするときに課税されます。
  - 自動車重量税：自動車の車検を受けるときなどに自動車の重量に応じて課税されます。
  - 揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税・航空機燃料税・石油ガス税・電源開発促進税・たばこ税・たばこ特別税・とん税・特別とん税・関税・国際観光旅客税

市町村税の種類

市町村税
14税目

- 普通税
  - 固定資産税：土地、家屋及び償却資産の所有者に課税されます。
  - 市町村民税：市町村に住所などのある個人や、事業所などのある法人に課税されます。
  - 軽自動車税環境性能割：軽自動車の環境性能等に応じて課税されます。（令和元年10月1日から施行。当分の間は県が賦課徴収します。）
  - 軽自動車税種別割：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に課税されます。
  - 市町村たばこ税：日本たばこ産業（株）などが市町村の小売販売業者にたばこを引き渡すときに課税されます。
  - 鉱産税：鉱物の採掘の事業に対しその鉱業者に対し課税されます。
  - 特別土地保有税：（注　平成 15 年以後の課税は停止されています。）
- 目的税
  - 都市計画税：都市計画により都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に課税されます。
  - 国民健康保険税：国民健康保険の被保険者である世帯主に課税されます。
  - 入湯税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・事業所税